



薬食安発0904第1号
平成24年9月4日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長



一般用医薬品の区分リストの変更について

「薬事法施行規則第210条第5号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品の一部を改正する件」（平成24年厚生労働省告示第495号）が平成24年9月4日に告示され、第二類医薬品のイブプロフェンが指定第二類医薬品に指定されました。

これに伴い、平成19年3月30日付け薬食安発第0330007号安全対策課長通知「一般用医薬品の区分リストについて」の別紙2（第二類医薬品）について、下記のとおり変更し、今回の改正を反映させた区分リストを作成いたしましたので、貴管下関係業者、団体等に対する周知方よろしくお願いします。

記

別紙2の（6）指定第二類医薬品「○無機薬品及び有機薬品」に、イブプロフェンを加える。（第二類医薬品のイブプロフェンについて、指定第二類医薬品とするもの）



